

大分大学医学部附属病院内視鏡診療部細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第10条第6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院内視鏡診療部（以下「内視鏡診療部」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(内視鏡診療部長)

第2条 内視鏡診療部長は、病院長の命を受け、内視鏡診療部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(内視鏡診療部副部長)

第3条 内視鏡診療部副部長は、内視鏡診療部長を補佐し、内視鏡診療部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務)

第4条 内視鏡診療部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 内視鏡診療部の運営及び業務の企画に関すること。
- (2) 各診療科との調整に関すること。
- (3) その他内視鏡診療部に関すること。

(運営会議)

第5条 内視鏡診療部の運営に関する事項を審議するため、内視鏡診療部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 内視鏡診療部長
- (2) 内視鏡診療部副部長
- (3) 呼吸器・感染症内科，内分泌・糖尿病内科，膠原病内科，腎臓内科，脳神経内科，消化器内科，循環器内科及び血液内科の科長又は副科長のうち3人
- (4) 消化器外科，呼吸器外科，小児外科及び乳腺外科の科長又は副科長のうち2人
- (5) 検査部長又は副部長
- (6) 医療技術部検査部門技師長
- (7) 看護部長
- (8) 担当看護師長
- (9) その他内視鏡診療部長が必要と認めた者 若干人

3 前項第3号から第5号まで及び第9号の委員は、病院長が指名する。

4 第2項第3号から第5号まで及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営会議に議長を置き、内視鏡診療部長をもって充てる。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

8 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、内視鏡診療部の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4－1号）

1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第5条第2項第3号から第5号まで及び第9号の委員

は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院内視鏡診療部運営内規（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第4－8号）
この細則は、平成24年10月24日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－6号）
この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部附属病院細則第4－8号）
この細則は、令和2年7月9日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4－9号）
この細則は、令和3年10月1日から施行する。